

岩手

April

4

2018



『北国の春(盛岡市)』 写真:真館弘治

**正しい知識で
職場を安全・健康に!**

(中災防 安全衛生教育促進運動)

〔目次〕

労働基準法、最低賃金法等の届出等は、 電子申請が便利です！	2・3
女性労働者の妊娠・出産前後に事業主が 講ずる措置について	4
厚生労働省は「第13次労働災害防止計画」を 策定しました。	5
無期転換ルール緊急相談ダイヤル、 平成30年度の雇用保険料率について	6
クエスチョン（仕事や通勤で負傷したり 病気になったときの労災保険の給付について）	7
メンタルヘルスとコミュニケーション ^㉔	8
インフォメーション、死亡災害速報	9
講習会のお知らせ	10・11

労働基準法、最低賃金法等の届出等は、 電子申請 が便利です！



オフィスから、インターネットを経由して、スピーディに届出!!

「36協定届」、「就業規則の届出」など、労働基準法の届出等は、
すべて電子申請が利用可能です！
電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」にアクセス!!

いつでもどこでも手続可能なんだ！



厚生労働省
公式キャラクター
くたしかめたん>

労働基準監督署の窓口に行く必要はありません。いつでも利用できるので、窓口での待ち時間がなく、オフィスにしながら届出等ができます。

労働基準法に定められたすべての届出等	<ul style="list-style-type: none"> ● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届） ● 就業規則の届出 ● 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
最低賃金法に定められた届出等の一部	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金の減額特例許可の申請 など

簡単・スピーディに申請できるよ！



インターネット上の様式に必要な事項を入力し、電子証明書を添付してクリックするだけで手続ができます。
大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

導入も簡単だよ！



マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカード等」といいます。）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかりません。

※ICカードリーダーライター（マイナンバーカード等を読み込む機器）が別途必要です。

労働基準法等の手続の電子申請については、厚生労働省のホームページにマニュアルや解説などを掲載しています！

労基法等 電子



【電子申請のマニュアル等を見るには】
「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

電子申請に関連する通達等も掲載していますので、是非ご参照下さい。



電子申請が可能な手続の一覧

労働基準法、最低賃金法等の届出等のうち
電子申請が可能な主な手続は、以下のとおりです。

1	時間外労働・休日労働に関する協定届（各事業場単位による届出）
2	時間外労働・休日労働に関する協定届（本社一括届出）
3	時間外労働・休日労働に関する協定届（事業場外労働に関する協定付記）
4	時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届
5	時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届
6	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請
7	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届
8	就業規則（変更）届（各事業場単位による届出）
9	就業規則（変更）届（本社一括届出）
10	1年単位の変形労働時間制に関する協定届
11	1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届
12	1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届
13	事業場外労働に関する協定届
14	専門業務型裁量労働制に関する協定届
15	企画業務型裁量労働制に関する決議届
16	企画業務型裁量労働制に関する報告
17	休憩自由利用除外許可申請
18	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請
19	断続的な宿直又は日直勤務許可申請
20	最低賃金の減額特例許可の申請
21	貯蓄金管理協定の届出
22	預金管理状況報告
23	預金管理状況報告（本社一括届）
24	事実上の倒産認定申請
25	未払賃金額等の確認申請
26	解雇制限除外認定申請
27	解雇予告除外認定申請
28	児童の使用許可申請
29	年少者に係る深夜業時間延長許可申請
30	帰郷旅費支給除外認定申請
31	寄宿舎規則（変更）届
32	事業場附属寄宿舎設置・移転・変更届
33	寄宿舎内での事故発生報告
34	寄宿舎内での労働者死亡又は休業日数4日以上の上の休業の報告
35	寄宿舎内での労働者の休業日数4日未満の上の休業の報告
36	事業附属寄宿舎規程第36条による適用特例許可申請
37	事業附属寄宿舎規程第2章適用除外許可申請
38	建設業附属寄宿舎設置・移転・変更届
39	集団入坑の場合の時間計算特例許可申請
40	適用事業報告
41	職業訓練に関する特例許可申請
42	審査及び仲裁の手続の申立て（労働基準監督署）（審査請求・労災）
43	休業補償及び障害補償の例外認定の届出

※上記のうち、1～3「時間外労働・休日労働に関する協定届」、8・9「就業規則（変更）の届出」及び10「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」についての詳しい操作方法は、パンフレット「労働基準法、最低賃金法等の届出等は、電子申請が便利です！」に掲載していますので、ご覧ください。

パンフレット掲載先：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

これらの届出等の制度や添付書類等についてのご相談は、岩手労働局
又は最寄りの労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

労基法等 電子

検索

女性労働者の妊娠・出産前後に 事業主が講ずる措置について

妊娠、出産した女性が利用できる法で定められた制度は多岐にわたります。

会社として行うべき内容や整備が必要な制度等は以下のとおりです。

妊娠者が出た場合もあわてないように、あらかじめ確認・準備しておきましょう。

1. 妊娠中

(1)【育児休業等の制度を個別にお知らせ】

- ・会社は、労働者やその配偶者が妊娠・出産したことを知った場合に、個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件等）を知らせよう努めなければなりません。

(2)【母性健康管理】

*妊娠中及び産後1年以内の女性が対象です。

- ①保健指導・健康診査を受けるための時間の確保
会社は、女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保できるようにしなければなりません。
- ②指導事項を守ることができるような措置の実施
会社は、妊娠中・出産後の女性労働者が医師からの指導を守ることができるよう必要な措置を講じなければなりません。
- ③母性健康管理指導事項連絡カード
医師の指導を的確に会社に伝えることができるよう定められたカードです。流れは次のとおりです。

■医師等は働く妊産婦に対して、指導事項（通勤緩和や勤務時間短縮等）がある場合、カードに記入。



■働く妊産婦は会社にカードを提出し措置を申し出る。



■会社はカードの記入事項に従った措置を講じる。

(3)【労働基準法における母性保護規定】

*妊娠中及び産後1年以内の女性等が対象です。

*医師の指導がなくても請求できます。

- ①妊婦の軽易業務転換
- ②妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限など

(4)【産前休業】

- ・女性が請求した場合、産前は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）就業させることはできません。

2. 出産後

(1)【産後休業】

- ・出産日の翌日から8週間女性を就業させることはできません。ただし、6週間経過後は労働者本人が請求し医師が支障ないと認めた業務に就かせることは差し支えありません。

(2)【育児時間】

- ・生後満1年に達しない生児を育てる女性は1日2回それぞれ少なくとも30分の育児時間を請求できます。

(3)【育児休業制度】

- ・1歳に満たない子を養育する男女労働者は育児休業を取得できます。
- ・その他にも、子が3歳まで利用できる「所定外労働免除制度」や「育児短時間勤務制度」、小学校就学前まで利用できる「看護休暇制度」、「時間外労働制限制度」及び「深夜業免除制度」があります。

3. 妊娠中、出産後、育児休業等取得前・復職後

(1)【不利益取扱いの禁止】

妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等を理由として不利益な取り扱いをすることは禁じられています。

(2)【マタハラ防止対策の実施】

- ・会社は、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置を講ずることが義務化されています。
- ・会社は「会社としての方針を明確化する」「懲戒規定に定める」「相談窓口を設置する」等の措置を講ずる必要があります。

【問い合わせ先】

岩手労働局 雇用環境・均等室

電話 019-604-3010

**厚生労働省は
第13次労働災害
防止計画を
策定しました。**

労働災害防止計画は、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めたものです。第13次計画は、2018年度を初年度とする5年間を対象としたもので、主な目標と、重点事項は以下のとおりとなります。

第13次労働災害防止計画（概要）

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

全 体

死亡災害：15%以上減少 死傷災害：5%以上減少

業種別

建設業、製造業、林業：死亡災害を15%以上減少

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店：死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

その他目標

- 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上（71.2%：2016年）
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上（56.6%：2016年）
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上（37.1%：2016年）
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上（ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%：2016年）
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- 職場での熱中症による死者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少

計
画
の
目
標

重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業における墜落・転落災害等の防止
- 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- 林業における伐木等作業の安全対策 等

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康確保対策の強化
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 等

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
- 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止 等

(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり 等

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 電離放射線による健康障害防止対策 等

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントへの安全衛生の取組み
- 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- 企業単位での安全衛生管理体制の推進 等

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 安全衛生専門人材の育成
- 労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用 等

(8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

- 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- 科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進 等

無期転換
ルール
緊急相談
ダイヤル



円満に無期になろう

0570-069276

受付時間（月～金 8:30～17:15）

※上記ダイヤルは、発信地域から最寄りの労働局へ繋がります。

- ・ 固定電話からの通話料は10.8円/90秒（20 kmまで、距離によって変わります）
- ・ 携帯電話からの通話料は10.8円/20秒となります。
- ・ 050番号帯 I P 電話等からはご利用いただけません。
- ・ 裏面の『無期転換ルール特別相談窓口』にも直接ご相談いただけます。

無期転換ルールに関するあらゆるご相談を受け付けています。

- たとえば…
- ・ すでに5年を超えて働いているけど、申込みはいつできるのでしょうか？
 - ・ いつの労働契約から、通算5年をカウントするのかを教えてください。
 - ・ 通算5年を超えたら自動的に無期転換されるの？
 - ・ 申込みは口頭でも大丈夫でしょうか？
 - ・ 申込みをしたら、いつから無期転換されるのでしょうか？
 - ・ 次の契約から無期契約を申し込もうと思ってたけど、会社に契約更新しないと言われました。

岩手労働局 無期転換ルール特別相談窓口 ☎019-604-3010

平成30年度の雇用保険料率について ～平成29年度から変更ありません～

平成30年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)			② 事業主負担	①+② 雇用保険料率	
		失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		雇用保険料率	
一般の事業		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000	
(29年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000	
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000	
(29年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000	
建設の事業		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000	
(29年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000	

（枠内の下段は平成29年度の雇用保険料率）

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの雇用保険料率は左のとおりです。

- ・ 失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き3/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は4/1,000です。）
- ・ 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3/1,000です。（建設の事業は4/1,000です。）

岩手労働局 労働保険徴収室



仕事や通勤で負傷したり病気になった ときの労災保険の給付について

Q 仕事や通勤が原因でケガしたり病気にかかってしまった場合、治療費は、労災保険から支給されますか。

A 労災指定医療機関で治療を受けた場合、原則として無料で治療を受けることができます。指定医療機関に「療養の給付請求書」を提出してください。指定医療機関以外で治療を受けた場合には、いったん治療費を負担していただきますが、あとで監督署に請求することにより、負担した費用が支給されます。

Q 労災による治療は、いつまで受けることができますか。

A 原則、傷病が治癒するまで受けることができます。しかしながら、症状が残っているような場合であっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では治癒(症状固定)として、それ以降の治療は認められなくなります。

Q ケガの治療のために会社を休みました。労災保険からは、どのような補償が受けられますか。

A 療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、休業4日目以降から休業補償給付を受けることができます。

休業の初日から3日目までは労災保険からの支給はありません。業務災害については、事業主がこの間の休業補償(1日につき平均賃金の60%)を行うことになります。

Q 休業補償の請求をした場合、実際に支給される金額はどれくらいになりますか。

A 休業補償給付は、休業1日につき給付基礎日額の60%となっています。また、休業補償給付の受給者には給付基礎日額の20%の休業特別支給金も支給されますので、実質的には給付基礎日額の80%を受けることができます。

給付基礎日額は、基本的に平均賃金に相当する額とされており、原因となった災害発生直前3か月分の賃金を暦日数で割って計算します。

Q 休業補償給付や遺族補償年金などは、所得税(税金)を払わなければいけませんか。

A 保険給付は、非課税ですので、所得税の確定申告に加える必要はありません。

Q 遺族補償給付を請求するにはどのような書類を準備したらよいですか。

A 遺族補償給付は労働者が業務上死亡した場合、又は業務上の傷病により死亡した場合に支給されます。「遺族補償年金支給請求書」のほか、「死亡診断書」、「戸籍謄本」、「生計維持関係を証明する書類」などが必要となります。また、他の年金を受けている場合は、それを証明する書類が必要になります。

Q 遺族補償年金を受け取ることができる遺族がいないときは、どうなりますか。

A 年金を受け取ることのできる遺族がいないときには「遺族補償一時金」が支給されます。「遺族補償一時金支給請求書」のほか、「死亡診断書」、「戸籍謄本」などを提出してください。

Q 遺族補償年金の支給を受けていますが、就労して収入があります。年金額は減額されますか。

A 就労して収入を得ていても、遺族補償年金額が減額されることはありません。

(通勤災害の場合も、ここに記載している業務災害の給付内容や手続等に準じています。)

メンタルヘルスと コミュニケーション

②⑤ ～大事なTPO～

今松 明子

桜の季節になりました。新たに社会人になった方々だけでなく、職場異動になった方、役割や立場が変わるなど、多くの方々にとって、春は変化の季節です。変化はストレスです。辛いこと、苦しいことだけでなく、楽しいことも嬉しいこともストレスになりえます。より気をつけていく意識をもってほしいです。

さて、けじめの月としてTPOを考えてみたいと思います。この意味をご存知の方も多いと思いますが、Tはtime時間、Pはplace場所、そしてOはoccasion場合、あるいはopportunity機会のそれぞれの頭文字をとったものです。それぞれに合わせるという意味を持ちます。つまり、その時間に、その場所に、その場面に適した行動や服装をすることが必要だということです。社会人として服装は意識することが多いと思いますが、言葉使いやマナーなども同様です。

先日、知人とこんな話をしました。

「少し前のことです。4月に入社した人たちの研修を担当したときのことなのですが、この研修は特定の企業からの依頼ではなく、その地区にある多くの企業に勤め始めた新入社員たちが地区の体育館に集まって開催される形のもので、朝早くから夕方までの丸1日の研修でした。研修を担当するときは当たり前のこととしてスーツを着ていくので、その日もネクタイも選び、いつものごとくスーツを着たのですが、研修の開始時間が早かったことで、たぶん研修参加者は職場に行くことなく、直接体育館に来るはずだ、たぶん私服で来るのではないだろうかと考えたのです。そうすると自分だけスーツだとかえって浮いてしまうのではないかと思い、悩んだ結果ラフな格好に着替えて出かけたんですよ。で、いざ会場に入ったら、なんと男性も女性もほとんどがリクルートスーツ。しまったっていう感じでした。なんとなく研修終了まで気後れがして、

気まずさに支配されてしまいました。考えたんですよ、時間があつたから着替えてしまったのですが、やはりTPO大事ですね。」

TPOに合わない服装であったことで、『しまったなあー。』という気持ちであることはよくわかりますね。実は私も同様の経験があり、しまったなあーでした。本当にTPO大事ですよ、と同感でした。研修中、気持ちが落ち着かなかつたのは参加者と服装が違うということだけではないですね。常識がない人と思われたのではないかと、信頼・信用を失うことになったのではないかとという気持ちも出てきたはずですよ。

ただ、服装だけでなく言葉使いや態度などもTPOに合わない本人だけ「しまったなあー」と思うだけでは済みません。周囲の人に不快感を与えてしまうことになることだってあるだろうと思います。例えば公共の場所での大声のおしゃべりや大笑い、鳴り響く携帯電話の着信音などに「うるさいなあー。わきまえてよ。」という気持ちになった経験はあるのではないのでしょうか。同様にその場の雰囲気を壊してしまうようなことだって考えられます。例えば、重要な会議の席上、みんな真剣に考えているのに深く考えもしないで見当違いなことを言う人がいたり、イビキをかいて居眠りする人がいたら、呆れてしまうだけでなく、張り詰めていた空気まで変わってしまうことだってあると思います。香水なども本人の満足度は高くても、周囲の人はその香りに苦しくなってしまうことだってありますね。やっぱり、「なんだよ、あの人は!」ということになりかねませんね。

TPOが相応しくない場合、しばしば社会規範を逸脱したモラルが低い人とみなされることもあるということになりますね。どれだけTPOをわきまえた行動が重要かということがわかります。自分は気が付いていないけれど、TPOに相応しくない言動や身だしなみで、周囲の人に影響与えているかどうかということに気づいていくことも必要です。それぞれに適した行動や服装、言葉遣いやマナーで対応することが求められるのです。TPOを意識して、ビジネスマナーを守った行動を心掛けていきたいものです。



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ 2月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(一財) 青い鳥	盛岡市

1月末会員数	5,071	2月加入	1	2月退会	2	2月末会員数	5,070
--------	-------	------	---	------	---	--------	-------

●衛生管理者試験準備講習会のお知らせ

第一種・第二種衛生管理者の出張試験が、8月18日(土)に滝沢市「アピオいわて」で行われます。当協会では、国家試験の出張試験の実施に合わせ、衛生管理者免許試験準備講習会を開催いたします。出題傾向を基に重点事項を絞り込み講習を行っており、受講された方々からご好評をいただいております。受験予定の皆様を受講をお待ちしております。

◆第1種衛生管理者免許試験準備講習会

日時 6月21日(木)、22日(金)、28日(木)、29日(金)の4日間
 会場 盛岡市 岩手労働基準協会研修センター
 受講料 会員 14,040円 非会員 16,200円
 テキスト 上 2,160円、下 2,160円、問題集 2,376円

◆第2種衛生管理者免許試験準備講習会

日時 5月29日(火)~31日(木)の3日間
 会場 盛岡市 岩手労働基準協会研修センター
 受講料 会員 11,340円 非会員 13,500円
 テキスト 上 1,728円、下 1,080円、問題集 1,728円

●「化学物質のためのリスクアセスメントセミナー」を開催します

平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法では、「化学物質についてのリスクアセスメントの実施」が義務付けられました。今回の法改正では、規模や業種にかかわらず、安全データシート(SDS)の交付義務のある640物質を製造し、または取り扱うすべての事業者が対象とされています。当協会では表記セミナーを開催しますので、管理者並びに安全衛生担当者、リスクアセスメント実施担当者をはじめ多数の皆さまにご参加いただきますようお願い申し上げます。(詳細については、HPをご確認願います。)

記

- 日時 平成30年4月13日(金) 13:30~16:30 (受付13:00より)
- 場所 「岩手労働基準協会研修センター2F」 盛岡市北飯岡1丁目10-25

●安全管理者選任時研修のご案内

一定の業種(林業・建設業・運送業・製造業・清掃業・旅館業等)の常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、一定の資格要件の者、かつ、「安全管理者選任時研修」修了者から安全管理者を選任することになっています。社内人事等で新たに安全管理者に選任予定の方もあると思われます。この研修修了が選任の要件となっておりますので該当者の受講についてご検討ください。当協会では、この研修を**4月26日(木)・27日(金)の2日間**、当協会研修センターで開催いたします。この安全管理者選任時研修は年3回の開催となっております。詳細につきましては、当協会本部までお問い合わせください。

岩手労働基準協会人事異動

平成30年3月10日付	採用	千葉吉美(盛岡支部事務局次長)
-------------	----	-----------------

死亡災害速報(2月)

- 釜石署 建設業(道路建設工事業) 2月 男(60歳代) はさまれ、巻き込まれ
盛土材を運搬してきた10tダンプを誘導していた被災者の背後から4tダンプが後進してきて、轢かれたもの。
- 花巻署 建設業(木造家屋建築工事業) 2月 男(70歳代) 崩壊、倒壊
倉庫脇のテント小屋内で住宅新築工事に使用するレンガを加工する作業中、屋根(ブルーシート)の積雪と倉庫からの落雪によりテント小屋が崩壊し、構造部材(廃材)や落雪の下敷きとなった。

講習会のお知らせ 30年6月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代	
技能講習	有機溶剤作業主任者技能講習	6/13(水)～14(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	10,800	1,944	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	5/15(火)～17(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	16,200	2,160	
		5/15(火)～16(水)・18(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部			
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	5/10(木)～11(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	10,800	1,944	
	石綿作業主任者技能講習	4/24(火)～25(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,720	1,944	
	玉掛け技能講習		5/8(火)～10(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部	22,680 (一部免除者) 20,520	1,645
			5/8(火)～9(水)・11(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
			5/21(月)～23(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
			5/29(火)～31(木)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
			5/29(火)～30(水)・6/1(金)	大船渡商工会議所他	20	大船渡支部		
			6/4(月)～6(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
			6/4(月)～5(火)・7(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
			6/14(木)～16(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
			6/14(木)～15(金)・17(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
			6/18(月)～20(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
	6/25(月)～27(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部				
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)		4/9(月)～12(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	29,160	1,620
			4/16(月)～19(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
			5/8(火)～11(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
			5/14(月)～17(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
			5/14(月)～17(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
			5/18(金)～20(日)・26(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
			5/22(火)～25(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
			6/12(火)～15(金)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
			6/18(月)～21(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習		4/23(月)～25(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部	29,160 (一部免除者) 27,000	1,645
			5/10(木)～12(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
5/10(木)～11(金)・13(日)			アイ・ドーム他	30	一関支部			
5/15(火)～17(木)			気仙教育会館他	30	大船渡支部			
5/15(火)～16(水)・18(金)			気仙教育会館他	20	大船渡支部			
5/16(水)～18(金)			久慈市文化会館	30	二戸支部			
6/11(月)～13(水)			岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部			
6/12(火)～14(木)			釜石職業訓練協会	20	釜石支部			
6/12(火)～13(水)・15(金)			釜石職業訓練協会	20	釜石支部			
高所作業車運転技能講習		4/23(月)～24(火)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	34,560 (一部免除者) 31,320	1,850	
		4/23(月)・25(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
ガス溶接技能講習		5/8(火)～9(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	9,720	864	
特別教育	足場の組立て等の特別教育(6時間)	4/17(火)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 6,480	800	
	クレーン運転業務特別教育	5/8(火)～9(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部	8,640 9,720	1,645	
		5/8(火)～9(水)	岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部			
		6/7(木)～8(金)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部			
	アーク溶接等の業務特別教育	6/5(火)～6(水)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	9,720 10,800	1,080	
		6/14(木)～15(金)	気仙教育会館他	30	大船渡支部			
		6/20(水)～21(木)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部			
産業用ロボット特別教育(教示等)		4/20(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	7,560 8,640	1,944	

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育	小型車両系建設機械運転業務特別教育	5/21(月)～22(火)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	13,284 14,364	1,645
		5/28(月)～29(火)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		6/25(月)～26(火)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	4/24(火)	アイ・ドーム	20	一関支部	7,560 8,640	702
		6/15(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
	粉じん作業特別教育	5/18(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	4,860 5,940	648
自由研削と石取替え業務当別教育	6/8(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	5,400 6,480	1,296	
	6/8(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部			
その他	職長教育	4/10(火)～11(水)	アイ・ドーム	50	一関支部	11,880 12,960	864
		4/24(火)～25(水)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		5/1(火)～2(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
		6/26(火)～27(水)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
	職長・安全衛生責任者	5/16(水)～17(木)	アイ・ドーム	50	一関支部	11,880 12,960	1,512
		5/29(火)～30(水)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		6/11(月)～12(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
		6/21(木)～22(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部		
	振動工具取扱い作業従事者教育	4/27(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,724 6,804	1,230
	刈払機作業従事者安全衛生教育	5/24(木)	アイ・ドーム	40	一関支部	7,560 8,640	2,700
		5/28(月)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
		5/29(火)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
	化学物質のための リスクアセスメントセミナー	4/13(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	本部	4,860 5,940	864
	安全管理者選任時研修	4/26(木)～27(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	14,040 16,200	1,512
	第二種衛生管理者試験準備講習	5/29(火)～31(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	11,340 13,500	4,536
	第一種衛生管理者試験準備講習	6/21(木)～22(金) 及び 6/28(木)～29(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	14,040 16,200	6,696
新入者安全衛生教育	4/16(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	5,940 7,020	864	
	4/17(火)	アイ・ドーム	40	一関支部			
安全担当者研修会	6/15(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	会員 非会員	無料 1,000	

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズのゲット

厚生労働省は「第13次労働災害防止計画」を策定しました。労働災害防止計画は、労働災害の防止のために事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めたものです。第13次計画は、2018年度を初年度とする5年間を対象としたものです。計画の目標として、全体では死亡災害15%以上減少、死傷災害〇%以上減少としています。

では〇にあてはまるのは、次の①～③のどれになりますか？

- ① 8
- ② 3
- ③ 5

ヒント 本誌5ページの記事を参考に回答してください。

応募方法

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

締め切り

平成30年4月20日(金)消印有効

宛先

〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com

賞品及び発表

応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

3月号の正解

③

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報もお待ちしております。

新コーナー ご当地紹介コーナー 4月・卯月



たつこくのみわやびしゃもんどろ
北限の磨崖仏達谷窟毘沙門堂
樹齢450年のシダレザクラ

写真提供：達谷西光寺

境内全体が史跡に指定されている達谷窟毘沙門堂は、坂上田村麻呂公が毘沙門天を祀った岩窟で、赤い建物が印象的なお堂。窟毘沙門堂の西側の岩壁面の磨崖仏は、現存している大仏の顔だけでも、16.5mの高さのところに彫られているのが確認できる。そのお堂の境内や外からのシダレザクラが実に見事だ。

例年の見頃 4月中旬～下旬 4月29日桜祭り
開園・閉園時間 8:00～17:00 休日なし
拝観料 大人300円、高校生・中学生100円
小学生以下無料
(境内でお堂や桜を觀賞する場合)

住所 岩手県西磐井郡平泉町平泉字北沢16
問合せ 達谷窟毘沙門堂 別當 達谷西光寺
電話0191-46-4931

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

真面目さがときに人間狭くする

真面目であることは大切なことは言うまでもありませんが、あまりにも融通がきかずに、ぎすぎすした人間関係を作ると旨く行きません。時にはずほらも必要。

(川柳原生林新年号<杜若>中里陽子作品より)

岩手の死亡災害(2月末)

製造業	0	(0)
鉱業	0	(0)
建設業	2	(1)
運輸交通業	0	(0)
林業	0	(1)
商業	0	(0)
その他	0	(1)

累計 2 (3)
()内は前年同期

編	集
後	記

4月6日から15日までの間、「春の全国交通安全運動」が展開されます。岩手県の交通事故は1月からの累計では3月14日現在では420件(前年比△5件)、死亡事故では19件(前年比プラス7件)、東北他県の状況と比較すると岩手県は最悪の状況となっています。特に死者数では東北ワーストワンと由々しき事態となっています。今年は昨年よりも寒さも雪も厳しい天候でしたが、それは言い訳かもしれません。いかなる気象条件でも予報や実態に即した運転となるよう対処しなければなりません。また、運転者だけに限らず事業所や会社としても安全運行の

ために的確な指示・指導を与えて無事故に努めなければなりません。全国の交通事故死者数は680名(前年比△13件)と昨年に比べても減少したと言えない状況となっています。今後は事故を起こさない、起こさせない、起こしてはならないためにもこれまでの事故事例を岩手県警のHPにある交通事故発生ニュースを参考にして職場での事故防止に役立てていただきたいと思います。事故による犠牲者を出さないために「春の全国交通安全運動」に向けた取り組みをしていきましょう!!

発行 平成30年4月1日
定価 1部 100円
{ 会員事業所の購読料
は年会費に含む }

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 戸澤勝弘